

飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱

(平成19年3月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の締結する建設工事の請負、設計、調査及び測量の業務委託、土木施設維持管理の業務委託、清掃、警備等の役務の提供に係る業務委託並びに物品の製造の請負、買入れ、修理又は売払いの契約の適正な履行を確保するため、有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であること又は暴力団関係業者を利用していることなどが判明した場合における指名除外等の措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有資格業者 飯能市の競争入札に参加する資格に関する審査を受け、資格を有する者と認められた者をいう。
- (2) 有資格業者の役員等 有資格業者が法人の場合にあつては、役員（非常勤の役員を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいい、有資格業者が個人の場合にあつては、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。
- (3) 使用人 有資格業者に雇用される者で前号以外の者をいう。
- (4) 暴力団 その団体の構成員が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団及びその構成員に協力し、又は関与するなどの交わりを持つ者をいう。
- (6) 暴力団関係業者 暴力団と関係を有する有資格業者をいう。

(指名除外)

第3条 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、飯能市建設工事請負指名業者資格審査会規程（平成12年訓令第1号）第1条に規定する飯能市建設工事指名業者資格審査会（以下「審査会」という。）の審議を経て、当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

2 市長は、有資格業者のうち共同企業体及び官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合（以下「組合等」という。）を前項の規定により指名から除外するとき、当該組合等の構成員である有資格業者についても委員会の審議を経て、

当該組合等が指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。

3 市長は、組合等の構成員である有資格業者を第1項の規定により指名から除外するときは、当該組合等についても審査会の審議を経て、有資格業者が指名から除外される期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名から除外するものとする。

4 市長は、有資格業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められる事案の発覚後、指名除外の決定までの間に当該措置要件について同表に定める期間又はその範囲内で情状に応じて定める期間、当該有資格業者を指名から排除するものとする。

(指名除外の特例)

第4条 有資格業者が1の事案により別表に掲げる措置要件の2以上に該当することとなった場合における指名除外の期間は、当該措置要件ごとに同表に規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が過去に別表各号の措置要件に係る指名除外を受け、新たに同表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について同表に規定する短期の2倍の期間とする。

3 飯能市の指名停止の期間中又は当該期間の満了後5年を経過するまでの間に別表各号の措置要件のいずれかに該当することとなったときの指名除外の期間の短期は、当該措置要件について同表に規定する短期の2倍の期間とする。

4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表に規定する期間又は第1項の規定による指名除外の期間の長期を超える指名除外の期間を定める必要があるときは、同表又は第1項の規定にかかわらず、指名除外の期間の長期を別表又は第1項に規定する期間の長期の2倍の期間まで延長することができる。

5 市長は、指名除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の理由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表又は前各項に規定する期間の範囲内で指名除外の期間を変更することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかになったときは、当該有資格業者の指名除外を解除するものとする。

(指名除外の通知)

第5条 市長は、第3条の規定により指名除外の措置を行ったときは、当該有資格業者に対し、指名除外通知書（別記様式）により通知するものとする。ただし、市長が通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、通知を省略することができる。

（随意契約からの除外）

第6条 市長は、指名除外期間中の有資格業者を随意契約の相手方としないものとする。

（下請負の禁止）

第7条 市長は、指名除外期間中の有資格業者への下請負又は再委託を承認しないものとする。

（妨害の際の措置）

第8条 市長は、契約の相手方が当該契約の履行に関し暴力団関係者により妨害を受けた旨の申出があったときは、警察への被害届の提出を指導するとともに、当該契約の相手方に対し、工程等の調整、履行期間の延長等の必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関への協力要請）

第9条 市長は、この要綱に基づく措置に関し、関係官公庁その他機関に対し協力を要請するものとする。

（所轄警察署との連携）

第10条 市長は、所轄警察署との密接な連携の下に別表の措置要件に該当するおそれのある事案についての情報提供があったときは、所轄警察署との密接な連携の下に、当該情報の事実確認を行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、市の締結する契約からの暴力団関係者の排除に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

（飯能市建設工事等暴力団排除措置要綱の廃止）

2 飯能市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年8月21日施行）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条、第4条、第10条関係）

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者又は有資格業者の役員等が暴力団関係者であるとき又は暴力団関係者が有資格業者の経営に事実上参加しているとき。	当該認定をした日から 12月を経過し、かつ 改善されたと認められるまで
2 有資格業者又は有資格業者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 6月以上12月以内
3 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、若しくは関与しているとき。	当該認定をした日から 4月以上12月以内
4 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
5 有資格業者又は有資格業者の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているとき。	当該認定をした日から 2月以上9月以内
6 有資格業者又は有資格業者の役員等若しくは使用人が業務に関し、暴行、威圧する言動その他の不当な手段により違法な行為を行ったとして暴行等の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 市内で行われたもの イ 県内（アを除く。）で行われたもの ウ 県外で行われたもの	逮捕又は公訴を知った 日から12月 逮捕又は公訴を知った 日から9月 逮捕又は公訴を知った 日から6月

別記様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

飯能市長



指 名 除 外 通 知 書

飯能市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づき、下記のとおり指名を除外することとしたので通知します。

記

1 指名除外期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

2 指名除外の理由